

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日
に当るときは、
その翌日)

目 次

◇条 例 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(人事課)

公布された条例のあらまし

◇特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一 審査分会長等の報酬の額を次のとおり改定することとした。

区 分	報 酬 の 額	
	現 行	改 定 後
審査分会長	一日につき 七、〇〇〇円	一日につき 七、五〇〇円
審査分会立会人	〃 五、七〇〇円	〃 六、一〇〇円

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二年二月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第一号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例(昭和二十七年十二月鳥取県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表中「七、〇〇〇円」を「七、五〇〇円」に、「五、七〇〇円」を「六、一〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。